

「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める

意見書採択に関する陳情

討論要旨 勝股修二議員

まず初めに、提案理由にありますとおり、本市が非核平和都市宣言を行っていること、そして、核兵器のない世界の実現が人類共通の願いであることについては、私自身も深く共感するものであり、異論はありません。また、日本被団協のノーベル平和賞受賞につきましても、長年の活動に対して深く敬意を表するものであります。

委員会でも申し述べましたが、兵器は全て人命を奪うためのものであり、核兵器、通常兵器を問わず、その存在自体に複雑な心境を抱いております。

しかしながら、本陳情が求める核兵器禁止条約への署名・批准を国に求めることについては、過去、同様の陳情に対しても2回、同じような趣旨でお伝えをしておりますが、以下の2点の理由により賛成いたしかねます。

第1に、非核平和都市宣言は、核兵器のない社会に向けた本市としての覚悟を示すものであり、本陳情が求める国に対し特定の外交的態度を決定するよう迫ることは意味合いが変わってまいります。外交及び安全保障政策は国の専権事項であり、条約の批准や外交交渉は、国際情勢や同盟国との関係、安全保障環境などを総合的かつ高度に判断して行われるべきものであり、判断できるだけの情報を持たない一地方自治体が議決という形をもって意見書を提出するべきではないと考えます。

第2に、国際情勢の複雑さと安全保障の現実です。

現在、ウクライナ情勢をはじめ、世界各地で緊張が高まっており、我が国を取り巻く安全保障環境も極めて厳しさを増しています。こうした複雑な状況下において、核抑止力を含む安全保障の枠組みは慎重な判断が求められることから、本陳情の願意は現状において実現困難であり、時期尚早であると考えます。

よって、核廃絶という理念には賛同いたしますが、現状において具体的な外交政策の変更を地方議会から国へ求めるという手法には同意ができないため、本陳情には反対いたしますが、重ねて述べますが、核兵器の廃絶というのは人類共通の理解というのは、必ず成し遂げねばいけないことだと私自身は思っております。

以上、討論いたします。